

# 合併公告

平成20年7月28日

株主及び債権者各位

東京都杉並区南荻窪一丁目43番15号  
創建ホームズ株式会社  
代表取締役社長 丸本吉紀

当社は、当社を吸収合併存続会社とし、当社の子会社である創建ハウス株式会社（本店所在地：横浜市神奈川区台町12番1）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことといたしました。これにより当社は、消滅会社の権利義務一切を承継することとなります。

効力発生日は、平成20年9月1日であり、当社は会社法第796条第3項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収合併を決定しております。また、当社は吸収合併消滅会社の全株式を所有していますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

## 記

1. この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
2. 会社法第796条第4項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内にその旨をお申し出ください。
3. 会社法第797条第1項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までにその旨をお申し出ください。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

当社：金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

創建ハウス株式会社：平成20年7月28日付け官報号外第163号121頁にて公告

以上